

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程</p> <p>2020年12月17日 2020年度規程第34号 (略)</p> <p><u>一部改正 2024年3月26日 2023年度規程第38号</u></p> <p>第1条 略 (適用)</p> <p>第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、<u>産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金)交付要綱及び<u>産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金)実施要領(当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。)並びに<u>脱炭素成長型経済構造移行推進対策</u></p>	<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程</p> <p>2020年12月17日 2020年度規程第34号 (略)</p> <p>第1条 略 (適用)</p> <p>第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、<u>産業技術実用化開発事業費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金)交付要綱及び<u>産業技術実用化開発事業費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金)実施要領(当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。)並びに<u>脱炭素化産業成長促進対策費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)交付要綱及び<u>脱炭素化産業成長促進対策費補助金</u>(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)</p>

費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及びエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程及びポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

第3条 略

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。）並びにポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程及びポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

第3条 略

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

第5条～第17条（略）

（交付決定の取消）

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～七 （略）

八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。

九～十一 （略）

2～3 （略）

第19条～第25条（略）

（データマネジメント）

第26条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。

第5条～第17条（略）

（交付決定の取消）

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～七 （略）

八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。

九～十一 （略）

2～3 （略）

第19条～第25条（略）

（新設）

<p><u>(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)</u></p> <p><u>第27条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。</u></p> <p><u>2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないことと</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
---	--------------------

する。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

第28条（暴力団排除に関する誓約）

助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

（契約の相手方の制限）

第29条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

第26条（暴力団排除に関する誓約）

助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

（契約の相手方の制限）

第27条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

<p>2, 3 略</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第30条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p><u>附 則 (2024 年 3 月 26 日 2023 年度規程第 38 号)</u></p> <p><u>1. この規程は、2024 年 3 月 26 日から実施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用し、第 26 条の規定は、2024 年 4 月 1 日以後に交付決定(変更交付決定を除く。)を行う事業において適用する。</u></p> <p><u>一 第 27 条の規定 2024 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>別紙 1 別添のとおり</u></p> <p>別紙 2～4 略</p> <p>様式第 1～第 11-1 略</p> <p><u>様式第 11-2 別添のとおり</u></p> <p>様式第 12～第 21 略</p>	<p>2, 3 略</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第28条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p><u>別紙 1</u></p> <p>別紙 2～4 略</p> <p>様式第 1～第 11-1 略</p> <p><u>様式第 11-2</u></p> <p>様式第 12～第 21 略</p>
---	---